

年 月 日 消防用施設の新築等申請書 豊田市長 様 申請者 氏 名	
施設所在地	豊田市
施設の区分	詰所格納庫 ・ 格納庫 ・ 消防用ホース乾燥施設 火の見櫓 ・ その他（ ）
申請種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 解体 ・ 改修 ・ 修繕 ・ その他
申 請 理 由	

※ 施設の区分、申請種別欄は、該当する項目を ○ で囲んでください。

施設の状況等

記入要領

1 申請者

- (1) 借用施設の場合・・・所有者（自治区所有の場合は自治区長）

記入例：〇〇自治区 代表者 区長 〇〇〇〇

※借用施設は、自治区等に消防団から借用を依頼している経緯があるため、所有者自体に起因する場合を除き、使用者である消防団から自治区等を通じて所有者から申請を依頼する。

- (2) 市所有施設の場合・・・消防団（該当する分団長、部長の連名とする）

記入例：第〇方面隊第〇分団 分団長 〇〇〇〇

第〇部部長 〇〇〇〇

2 施設の区分

- (1) 詰所格納庫 消防団員の待機室等を伴う消防機器の格納庫
(2) 格納庫 消防団員の待機室等を伴わない消防機器の格納庫
(3) 消防用ホース乾燥施設 格納庫等に付帯する、使用した消防用ホースを乾燥するための塔など。
(4) 火の見櫓 上部に半鐘が設置された塔など。消防用ホース乾燥施設の機能を持つものもある。現状は新たに建てない。

3 申請種別

- (1) 新築 新規に施設を設置する場合で、建築物を新たに建てること。
(2) 増築 既存施設の敷地内（集会場敷地内等）に、建築物を追加して建てること。既存の建築物に接続し棟続きにするか、別棟にするかは関係がない。
(3) 改築 既存の建築物の全部または一部を取り壊し、新しく建て替えること。敷地を変えて建替えを行う移転の場合も該当する。
(4) 解体 既存の建築物の全部または一部を取り壊すこと
(5) 改修 既存の建築物・建築設備の機能・仕様の全部または一部を変えること。新たな機能を加えることや、既存の機能をなくすことも該当する。
(6) 修繕 既存の建築物・建築設備の故障・老朽化により低下した機能を元の水準に戻すこと。運用上の不便・不都合を解消することは、原則、修繕ではなく改修に該当する。